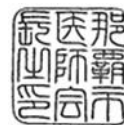


# 情報提供

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 山城千秋  
副会長 友利博朗



## 「疑義解釈 (その41)」について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会経由で下記の通りご案内がありましたのでご確認の程、よろしくお願ひ申し上げます。

☆ 問合せ先(那覇市医師会 事務局:上地・上原 / 電話 098-868-7579)

.....記.....

事 務 連 絡  
令和2年11月10日

地方厚生(支)局医療課  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部) 御中  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

## 疑義解釈資料の送付について (その41)

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第57号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日保医発0305第1号)等により、令和2年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

(別添)

## 医科診療報酬点数表関係

### 【SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 抗原検出】

問1 令和2年5月13日付けで保険適用されたSARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2抗原の検出(COVID-19の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和2年11月10日付けで薬事承認された「HISCL SARS-CoV-2 Ag 試薬」(シスメックス株式会社)はいつから保険適用となるのか。

(答) 令和2年11月10日より保険適用となる。